

## 審査基準と標準処理期間

	申請に対する処分の概要	土地区画整理法根拠法令※1	処分権者	審査基準	標準処理期間※2	標準処理期間設定年月日
1	個人施行の認可	第4条第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	20日	平成17年4月1日
2	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	第10条第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	20日	平成17年4月1日
3	施行者の変動による規約の認可	第11条第4項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	20日	平成17年4月1日
4	個人施行の廃止又は終了の認可	第13条第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	20日	平成17年4月1日
5	土地区画整理組合設立の認可	第14条第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	40日	平成17年4月1日
6	事業計画策定前の土地区画整理組合設立の認可	第14条第2項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	40日	平成17年4月1日
7	事業計画策定前の土地区画整理組合の策定した事業計画の認可	第14条第3項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	50日（縦覧、意見書提出期間を含む）	平成17年4月1日
8	定款及び事業計画の変更の認可	第39条第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	50日（縦覧、意見書提出期間を含む）	平成17年4月1日
9	土地区画整理組合の解散の認可	第45条第2項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	20日	平成17年4月1日
10	決算報告書の承認	第49条	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	10日	平成17年4月1日
11	土地区画整理組合の合併に伴う定款又は事業計画の変更の認可	第50条第3・4項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	50日（縦覧、意見書提出期間を含む）	平成17年4月1日
12	区画整理会社施行の認可	第51条の2第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	50日（縦覧、意見書提出期間を含む）	平成22年2月15日
13	規準又は事業計画の変更の認可	第51条の10第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	50日（縦覧、意見書提出期間を含む）	平成22年2月15日
14	区画整理会社の合併又は事業の譲渡等の認可	第51条の11第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	20日	平成22年2月15日
15	区画整理会社施行の廃止又は終了の認可	第51条の13第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	20日	平成22年2月15日
16	測量又は調査のための障害物等の伐除の認可	第72条第6項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	10日	平成17年4月1日
17	建築行為等の許可	第76条第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	10日	平成17年4月1日
18	建築物等の移転又は除却の認可	第77条第8項	市長	未設定（個別具体的な判断を要し基準の設定が困難）	15日	平成17年4月1日
19	移転又は除却の際の建築物等の使用許可	第77条第9項	施行者	未設定（個別具体的な判断を要し基準の設定が困難）	15日	平成17年4月1日
20	標識の移転の承諾	第81条第2項	施行者	未設定（個別具体的な判断を要し基準の設定が困難）	10日	平成17年4月1日
21	換地計画の認可	第86条第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	15日	平成17年4月1日
22	換地計画の変更の認可	第97条第1項	市長	未設定（法令の定めのみによって判断）	15日	平成17年4月1日

※1 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

※2 下関市の休日定める条例（平成17年2月13日条例第2号）に定める休日を除く。

所管部署 下関市都市整備部市街地開発課（電話番号 083-224-2015）